

2008年8月28日

農林水産大臣 太田誠一 殿

要 請 書

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団

6月27日、佐賀地裁は、深刻な漁業被害に苦しむ有明海漁民とこれを支援する市民たちが、潮受堤防の撤去、排水門の開門を求めて提起した「よみがえれ！有明訴訟」において、漁民・市民の切実な願いを受け入れ、判決確定から3年以内に開門し、以後、5年間にわたって開門を継続することを命じる画期的な勝訴判決を言い渡した。

若林農水産大臣（当時）は、この判決を受けて、控訴に際し、「開門調査のための環境アセスメントを行う」との談話を発表した。

そこで、我々は、開門に向けた具体的な協議を行おうと本年7月28日に貴省と交渉を持ったが、その際、貴省は、開門調査のためのアセスの指針策定に際し、漁民たちの意見を聞く気がないことを明言した。

この貴省の態度は、貴省がアセスの名の元に潮受堤防の開門を否定する結論を導き出そうとしていることの現れである。

貴省が、開門の決断を先送りしている間にも、有明海では赤潮が頻発し魚介類が大量に死滅するなどの異変が生じ続けており、また、調整地ではアオコやユスリカが大発生するなど生態系の異変が生じている。このような異変が生じることは、我々が何度も繰り返し貴省に警告していたものである。

有明海の異変は一刻の猶予も許さないところまで来ており、有明海漁業存亡の危機を打開するためには、潮受堤防の開放しか残された途はない。

そこで、貴省において、以下の行動を取ることを強く要請する。

記

- 1 貴省が現在策定中の開門調査のための環境アセスメントの指針について公表すること。
- 2 アセスメントによらずに、直ちに潮受堤防の具体的開門方法について原告らと協議し、常時開門に向けた段階的開門に着手すること。
- 3 今年度、アサリの斃死を防ぐためにどのような対策をとっていたのか説明すること。
- 4 今月、諫早湾及びその周辺海域において養殖アサリの大量斃死が生じた

が、その原因を明らかにすると共に、上記4の対策がどのような効果を生じたのか説明すること。

- 5 今月中旬、諫早湾及びその周辺海域において、大量の魚介類が死滅し沿岸に打ち上げられたが、その原因を明らかにすると共に、どのような再発防止策をとるつもりなのか説明すること
- 6 現在、調整地で大発生しているアオコの危険性について直ちに調査を行うとともに、安全性が確認されるまで調整地の水の農業用水利用を中止すること。
- 7 現在、調整地及びその周辺において、大量のユスリカが発生し、交通上の支障等も生じている。そこで、貴省においてこの事実を把握されているかどうか。そして、ユスリカの発生を抑制するための対策を講じているのか説明すること。

以上